

新婚さんの新生活を 応援します！

最大
60万円



住宅の購入費、賃料、共益費
敷金、礼金、仲介手数料



新婚生活のための
引越費用

対象世帯（以下の全ての要件を満たす世帯）

- (1) 対象期間※1に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- (2) 婚姻日において、夫婦がともに39歳以下
- (3) 令和2年分の夫婦の所得を合算した金額が400万円未満※2
- (4) 申請時に、夫婦が川根本町内で同居している
- (5) 補助金の交付を受けた日から1年以上、申請にかかる住宅に定住する意思がある
- (6) 過去に夫婦がともに本補助金の交付を受けていない
- (7) 県及び町が実施する講座等を受講している
- (8) 市町村民税の滞納がない

対象費用（対象期間※1内に支払済の費用）

- ア. 住宅の購入費
- イ. 住宅の家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料※3
- ウ. 引越費用※4

補助金額（上限額）

- ・夫婦ともに29歳以下…1世帯あたり60万円
- ・夫婦ともに39歳以下…1世帯あたり30万円

※1 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

※2 令和2年中に奨学金の返済を行っている場合は、令和2年の年間返済額を差し引いた額を所得額とします。

※3 賃料及び共益費については、同居を始めた月分に限りです。

※4 引越費用については、引越業者または運送業者に支払った費用に限りです。

【申請書提出期限：令和4年3月31日まで】

～ご不明な点は、お気軽にお問合せください～（平日 8時15分～17時00分）

川根本町役場企画課

電話：0547-56-2221

メール：kikaku@town.kawanehon.lg.jp

申請書類はこちらからダウンロードできます

川根本町結婚新生活支援

検索

